

20 森林整備事業、農山漁村地域整備交付金

森林の有する多面的機能の発揮に資するため、植栽、下刈り、間伐、路網整備等を実施

支援メニュー

■交付対象事業・取組

森林整備事業、農山漁村地域整備交付金

例 植付け、下刈り、除伐、間伐、人工林の広葉樹林化、路網整備 等

■補助対象

都道府県、市町村、森林組合等

国費率：森林整備事業1/2、3/10等、農山漁村地域整備交付金1/2等

対象地域：全地域

■要件

造林に関する事業：1. 施行地の面積が0.1ha 以上 2. 森林経営計画を策定していること 等
林道に関する事業：1. 地域森林計画に記載された林道 2. 林道規程に規程する自動車道 等

内容の例



植付け



下刈り



人工林の広葉樹林化



鳥獣被害対策*



伐採



間伐



荒廃竹林整備*



路網整備

* 植付けや間伐等と一体的に行うものに限る

適切な森林整備の取組



問合せ先

林野庁 森林整備部整備課 TEL：03-6744-2303

森林整備事業 http://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/sinrin_seibi/

農山漁村地域整備交付金

http://www.maff.go.jp/j/study/other/e_mura/oomori/n-koufukin.html

21 治山事業、農山漁村地域整備交付金

保安林等において荒廃地等の復旧整備等や公益的機能の高い森林の整備・保全を実施

支援メニュー

■補助対象事業・取組

治山事業、農山漁村地域整備交付金 例 治山ダムにおける魚道設置 等

■補助対象

都道府県 国費率：1/2 対象地域：全地域

■要件

○治山事業費補助、復旧治山事業等 荒廃山地等の復旧整備

1. 全体計画7,000万円以上 2. 一定の要件を満たすもの 等

○農山漁村地域整備交付金、予防治山事業等 荒廃危険地の崩壊等の予防等

1. 年度計画800万円以上 2. 一定の要件を満たすもの 等

活用事例

地域 北海道興部町
事業主体名 北海道 年度 2013 (H25)

荒廃溪流の復旧整備と併せ、オホーツク海より回遊してくるサクラマスがスムーズに遡上できるよう、既設治山ダムの周辺に形成された溪畔林を存置しながら溪流の線形に沿って魚道（引込型魚道）を整備した①。魚道を整備後、既設治山ダム上流では、サクラマス等の遡上が確認されている②。



①引込型魚道による生息環境の確保



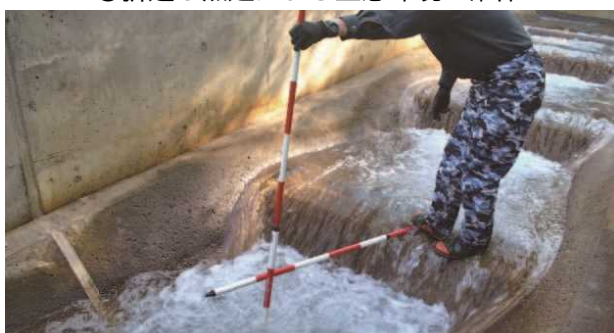
②治山ダム上流に遡上したサクラマス

地域 北海道増毛町
事業主体名 北海道 年度 2009 (H21)

溪流の安定を保ちつつ、魚類等の生育環境の拡大を図るため、既設治山ダムに魚道（折返し魚道）を整備した③。魚道内の隔壁等を斜め（台形断面）にすることで遡上しやすい環境を創出している④。魚道を整備後、既設治山ダム上流では、アメマス等の遡上が確認されている。



③折返し魚道による生息環境の確保



④魚道内（台形断面）の通水状況

問合せ先

林野庁 森林整備部治山課 TEL：03-6744-2308

治山事業 http://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/con_3.html

農山漁村地域整備交付金

http://www.maff.go.jp/j/study/other/e_mura/oomori/n-koufukin.html

22 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

森林の多面的機能の発揮を図るとともに山村地域のコミュニティを維持・活性化させるため、地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を支援

支援メニュー

■交付対象事業・取組

地域住民、森林所有者等が協力して実施する里山林の保全、森林資源の利活用等の取組

- 地域環境保全タイプ 集落周辺の美しい里山林を維持するための景観保全・整備活動、風倒木や枯損木の除去・集積・処理、侵入竹の伐採・除去や利用に向けた取組等
- 森林資源利用タイプ 木質バイオマス、炭焼き、しいたけ原木等及び伝統工芸品原料に活用することを目的とした樹木の伐採、玉伐り、搬出等

■交付対象

- 地域住民、森林所有者等により構成される活動組織
- 都道府県、市町村、学識経験者、関係団体等からなる地域協議会（地域協議会は活動組織に交付）
国費率：定額、1/2、1/3以内 対象地域：全地域

■要件

- 対象森林 森林経営計画が策定されていない0.1ha以上の森林
- 活動組織 3名以上の地域住民等で構成、3年間の活動計画書を作成 等

活用事例

地域 大阪府八尾市
事業主体名 NPO法人ニッポンバラタナゴ高安研究会
年度 2014（H26）

高安山山麓のため池群は、絶滅危惧種ニッポンバラタナゴが確認される日本でも数少ない場所である①。下草刈りや間伐、間伐材での土留め等水源地の森林整備に取り組み②、間伐材として切り出したコナラ等の雑木は、フローリング材やキノコ栽培のほだ木等にも利用している③。森林周辺の沢では保水量が向上し、水量の安定化が図られ、サワガニやカワナ等水生生物が増加するとともに、ニッポンバラタナゴの個体数の大幅な回復につながっている。



①ニッポンバラタナゴ



②森林整備



③森林資源の利用

地域 山梨県北杜市
団体名 NPO法人自然とオオムラサキに親しむ会
年度 2016（H28）

ハヶ岳南麓に広がる北杜市の里山林は、国蝶オオムラサキの全国一の生息地と言われている④。オオムラサキの住める森を未来につなげるため、雑木林の間伐やササ刈りなど里山を維持する活動⑤や伐採後放置された林へのエノキ、クヌギの苗の植樹を行っている⑥。里山整備を地域間交流のきっかけとすることにより、活動への参加者が広がり、オオムラサキが生息しやすい森づくりは劇的に広がっている。



④オオムラサキ



⑤ササ刈り



⑥植樹地での下刈り

問合せ先

林野庁 林野庁森林利用課山村振興・緑化推進室 TEL：03-3502-0048
URL <http://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html>

23 環境保全型農業直接支払交付金

農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援

支援メニュー

■交付対象事業・取組

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動

- 全国共通取組 有機農業、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培、不耕起播種、長期中干し、秋耕
- 地域特認取組* 地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組。対象取組は都道府県により異なる。 *冬期湛水管理、江の設置等

■交付対象

- 農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
国費率：定額 対象地域：農業振興地域内に存する農地又は生産緑地地区内に存する農地

■要件

- 主作物について、販売することを目的に生産を行っていること
- 持続的な農業生産に係る取組を実施していること
- 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する活動を実施すること

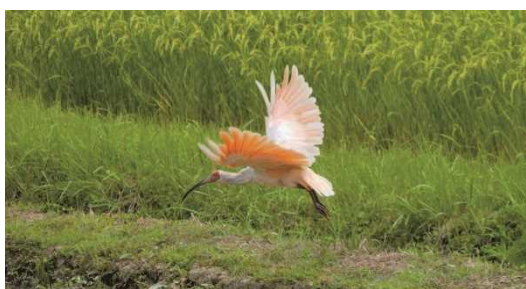
活用事例

地域 新潟県佐渡市

団体名 佐渡トキの田んぼを守る会

年度 2015（H27）～

佐渡市では、平成20年から「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」を設けて、環境にやさしい農業の推進と佐渡米のブランド化に取り組んでいる①②。佐渡トキの田んぼを守る会は、トキが暮らせる自然の生命豊かな水田を守り育てるため2001年に設立された団体で、江の設置③及び有機農業に取り組んでいる。



①水田に飛来したトキ



②「朱鷺と暮らす郷」米としてブランド化



③江の設置

地域 宮城県大崎市

団体名 伸萌（しんぼう）区域環境保全推進協議会

年度 2015（H27）～

国内最大のマガンの越冬地に位置する「蕪栗（かぶくり）沼・周辺水田」は、2005年に世界で初めて周辺のほ場を含めてラムサール条約湿地に登録された。伸萌区域環境保全推進協議会は、「蕪栗（かぶくり）沼・周辺水田」を中心に渡り鳥と人が共生する米づくりを実践している農家が設立した協議会であり、有機JAS 認証を取得し、ふゆみずたんぼ（冬期湛水管理）に取り組んでいる④⑤⑥。さらに、大崎市では、2017年に「持続可能な水田農業を支える『大崎耕土』の伝統的水管理システム」が世界農業遺産として認定される等、巧みな水管理や多様な動植物と共生する水田農業に力を注いでいる。



④収穫後の冬の田んぼに水を張り、鳥との共生をはかる「ふゆみずたんぼ」



⑤冬期湛水水田に飛来したマガンの群れ



⑥「ふゆみずたんぼ」米としてブランド化

問合せ先

農林水産省 農産局農業環境対策課 TEL：03-6744-0499

URL http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyō/kakyou_chokubarai/mainp.html

24 多面的機能支払交付金

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るために地域共同で行う農地・農業用水等の地域資源の保全や農村環境の良好な保全に資する活動を支援

支援メニュー

■交付対象事業・取組

農業の多面的機能の維持・発揮や地域全体で担い手を支えることを目的として、農用地、水路、農道等（地域資源）を適切に保管理するために農業者等が地域共同で行う活動を支援

○資源向上支払 地域資源の質的向上を図る共同活動（水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全*などの農村環境保全活動 等）等

*「生態系保全」の取組例 生物の生息状況の把握、外来種の駆除、生物多様性保全に配慮した施設の適正管理、水田を活用した生息環境の提供、放流・植栽を通じた在来生物の育成、希少種の監視

■交付対象

○農業者等の組織する団体 国費率：定額

対象地域：農振農用地区域内の農用地または都道府県知事が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地

■要件

○活動組織（農業者等の組織する団体）を設立すること

活用事例

地域 愛知県安城市

団体名 榎前環境保全会 年度 2007（H19）～

「榎前環境保全会」では、水田の生物多様性を確保するため、水田魚道を設置し、河川－水路－水田の連続性を創出している①。また、水田魚道を活用して、子供たちが地域の農業や生きものの大切さを知るイベントを実施するとともに②、減農薬で栽培した米を「どじょうの育み米」として販売している③。さらに、地元製パン工場とも連携し、米粉パンとしても販売している。



①水路と水田を結ぶ水田魚道



②水田魚道での生きものの調査



③「どじょうの育み米」水田

地域 滋賀県東近江市

団体名 東近江市農村まると保全広域協定運営委員会

年度 2007（H19）～

「魚のゆりかご水田協議会」では、琵琶湖の固有種であるニゴロブナ等が水田へ遡上できるように、水路に魚道を設置することで、水田を繁殖の場として活用④。また、地元小学校による水田魚道の見学や他県からの体験学習の受入れなどを通じて、環境教育の場を提供している⑤⑥。さらに、滋賀県から「魚のゆりかご水田米」の認証を受けるなどブランド化を図っている⑦。



④集落総出で魚道を設置



⑤水田魚道の見学



⑥小学生を交えた環境教育



⑦「魚のゆりかご水田米」のロゴマーク

問合せ先

農林水産省 農村振興局農地資源課 TEL：03-6744-2197

URL http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html

25 水産多面的機能発揮対策交付金

多面的機能の一つである環境・生態系の保全機能として藻場・干潟・内水面等の維持を図るために漁業者等が行う活動を支援

支援メニュー

■交付対象事業・取組

水産多面的機能発揮対策事業 環境生態系保全

例 干潟等の保全、ヨシ帯の保全、内水面の生態系の維持・保全 等

■交付対象

- 漁業者等により構成される活動組織
- 都道府県、市町村及び漁業者団体等からなる地域協議会（地域協議会は活動組織に交付）
国費率：定額 対象地域：全地域対象

■要件

- 活動組織の行う活動内容が本対策の趣旨に沿っていること 等

活用事例

地域 富山県富山市

団体名 富山市水辺をきれいにする会

年度 2013（H25）～

神通川は戦前、サクラマス、アユ等の漁場であったが、漁獲量が激減していた。漁業者が主体となって子ども達をはじめ市民の川や海の環境問題への意識を向上させ、富山の中心を流れる神通川水系のシンボルであるサクラマス等の資源の増加を目標として、河川清掃、簡易魚道（手づくりの魚道）の設置①②③、サクラマス自然産卵観察会等が行われている。

簡易魚道は、まず、管理者の許可を受け、土台作りを専門家の指導の下に2日間かけて行なった後、仕上げ作業には地元の大学と海面の漁協も参加し、設置された。完成後は、サクラマスを使用した「ますのすし」試食会が開催された。モニタリング調査の結果、魚道として機能していることが確認されている④⑤。



①過去に設置された魚道が破損



②間伐材等を利用した手づくりの魚道を設置



③サクラマスやアユの遡上が確認されている



④アユ



⑤サクラマス

問合せ先

水産庁 漁港漁場整備部計画課

TEL：03-3501-3082

26 水産環境整備事業

水産生物の生活史に対応した藻場・干潟から沖合域までの良好な生息環境空間を創出する水産環境整備を推進。漁場の整備と水域の環境保全対策を総合的かつ一体的に実施

支援メニュー

■ 交付対象事業・取組

1. 利用が広範囲にわたる規模の大きな漁場施設の整備

例 魚礁（浮魚礁含む）、増殖場（着定基質、湧昇流漁場等）、養殖場（消波施設、区画施設等）

2. 水域環境保全のための事業

例 堆積物除去、底質改善（浚渫、耕うん、覆砂等）、作渚、藻場干潟の整備等

■ 補助対象

地方公共団体等 国費率：1/2等 対象地域：全地域

■ 要件

1. について 計画事業費が一事業につき3億円を超えるもの、事業規模等が一定の要件を満たすもの 等
2. について 計画事業費が一事業につき5千万円（市町村、漁業等が行う事業は、1千万円）を超えるもの、事業規模等が一定の要件を満たすもの 等

内容の例

漁場施設の整備



① 魚礁の設置



② 湧昇流漁場の造成



③ 消波施設の整備

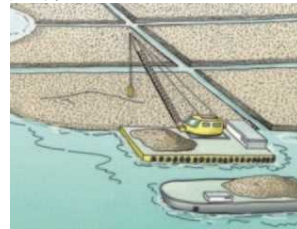
水域環境保全のための事業



④ 藻場の造成



⑤ 堆積物の除去



⑥ 覆砂



問合せ先

水産庁 漁港漁場整備部計画課 TEL : 03-6744-2387

URL http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_thema/sub40.html

1 河川基金助成事業

河川基金では、川や流域に関する様々な調査・研究、市民団体などの川づくり活動、学校における河川教育の取り組みを支援しています。

基金のメニュー

河川基金では、よりよい「川づくり」に役立つ様々な研究や活動を支援。
助成対象者別に以下の3部門を設定。

研究者・研究機関

■助成額■
200万円～
20万円



対象：大学、高専、独立行政法人等の研究機関とそれに属する研究者
※学校のクラブ活動に対しての助成あり

川づくり団体

■助成額■
500万円～
30万円



対象：公益法人等、特定非営利活動法人、河川協力団体、任意団体、その他

学校

■助成額■
50万円～
10万円



対象：幼稚園、保育所等、小・中・高等学校、特別支援学校等

基金の内容

河川基金の「研究者・研究機関部門」「川づくり団体部門」「学校部門」の内容について、以下に示しています。

研究者・研究機関部門

「川づくり」や河川管理への貢献が期待できる調査・研究（以下「調査・研究」と言う）を行う大学、高等専門学校、公益法人、地方公共団体、NPO法人、任意団体、企業等に所属する研究者や学会団体に対し助成します。その際、河川の現場を活用した調査・研究や、萌芽的研究または今後の発展性が期待できる調査・研究に優先して助成を行います。また理科系（工学、自然科学等）のみではなく、法学、経済学、社会学等を含む、文科系（社会科学、人文科学）、及び文理融合の調査・研究に助成します。小中高等学校等の教員で、学校教育の現場での「河川教育」についての調査・研究を行う「研究者」も歓迎します。

【助成内容】

1. 研究機関に対する助成
2. 一般研究者に対する助成
3. 若手研究者に対する助成
4. ジュニア研究者（クラブ活動）に対する助成

川づくり団体部門

「川づくり」の活動を実施あるいは支援する市民団体等（以下、「川づくり団体」という）に対し、その活動への助成を行います。「川づくり」団体部門は、川づくり団体の活動を支援する「流域川づくり団体」「全国川づくり団体」と設立されて5年以内の自立を支援する「新設川づくり団体」があります。川づくりに貢献する広範な活動の中でも、次世代を担う人づくりの活動に対しては重点的に助成を行います。また、新しいニーズやニーズの変化に即した新規事業、若手による取り組みや自律的展開への展望を持った活動も優先して助成を行います。

【助成内容】

1. 流域川づくり団体に対する助成
2. 全国川づくり団体に対する助成
3. 新設川づくり団体に対する助成

（河川教育助成）学校部門

河川基金では、川や水を題材とした学習あるいは川や水辺を体験の場とする学習活動（このことを「河川教育」と言います。）に対して助成を行っています。学校部門（河川教育助成）では、幼稚園、保育所、認定こども園等における河川教育に関する活動と、小学校・中学校・高等学校、特別支援学校等における河川教育に関する実践と研究を対象としています。

【助成内容】

1. 幼稚園・保育所・認定こども園等に対する助成
2. 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等に対する助成

問合せ先

公益財団法人河川財団 基金事業部

TEL : 03-5847-8303

URL : <https://www.kasen.or.jp/kikin/tabid290.html>

活用事例URL : https://www.kasen.or.jp/Portals/0/images/fund/summary/R04kikin_chirashi_HP_aki.pdf

2 環境研究総合推進費

環境研究総合推進費では、「環境研究・環境技術開発の推進戦略（令和元年5月環境大臣決定）」に示された「重点課題」やその解決に資するテーマを提示し、広く産学民官の研究機関の研究者から提案を募り、研究開発を行っている。

この重点課題の1つとして、気候変動に伴う自然災害の増加への対応に向け、海岸林等が本来有する防災機能等の生態系機能の評価・解明に加え、生態系をインフラとして捉えた土地利用を含めた国土デザインの提案等のグリーンインフラに関する研究提案を募集している。

事業概要

環境研究総合推進費は、気候変動問題への対応、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保等、持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を目的として、環境分野のほぼ全領域にわたる研究開発を推進しています。

環境政策貢献型の競争的研究費です

環境研究総合推進費は、環境政策への貢献・繁栄を目的とした競争的研究費制度です。

重点課題やその解決に資するテーマを踏まえ、広く産学民官の研究機関の研究者から提案を募り、外部有識者等による審査を経て採択された研究開発を実施します。

環境省、プログラムオフィサー(PO)と連携して取り組みます

環境研究総合推進費の効率的・効果的な推進を図るため、平成28年10月から環境再生保全機構において新規課題の公募・採択や配分業務等を実施しています。

行政要請研究テーマ（行政ニーズ）の策定お飛び研究成果の政策への反映を行う環境省、研究内容、進捗状況の確認、研究部会における評価結果を反映するための助言などを行うプログラムオフィサー（PO）と連携して研究を実施します。

事業内容

研究対策領域は、「環境研究・環境技術開発の推進戦略」（令和元年5月環境大臣決定）で示された5領域です。長期（2050年頃）・中期（2030年頃）で目指すべき社会像を想定した上で、各領域において、今後5年間で重点的に取り組むべき課題（重点課題）が示されています。また、重点課題に基づき、2～3年程度で短期的・集中的に取り組むべき行政要請研究テーマ（行政ニーズ）が毎年提示されます。



問合せ先

独立行政法人環境再生保全機構 環境研究総合推進部 TEL : 044-520-9509
URL : <https://www.erca.go.jp/suishinhi/index.html>

3 地球環境基金助成事業

地球環境基金は、「自然保護・保全・復元」、「森林保全・緑化」、「砂漠化防止」、「環境保全型農業等」、「大気・水・土壌環境保全」など環境保全の11の分野を対象として、助成を通じて民間団体の環境保全活動を支援している。

助成金概要

地球環境基金助成金は、民間団体が行う環境保全活動を資金面などで支援するもので、あらかじめ団体で設定した目標に沿って活動を計画・実施し、成果をあげていただくことで、地球環境保全に貢献することを目指す助成金です。

- ① アウトカム（成果）志向、戦略志向の助成金です。
- ② 助成活動の成果の向上のための評価制度があります。
- ③ 主な原資は公的資金です。

■対象となる団体

- (1) 特定非営利活動法人
- (2) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- (3) 任意団体（ただし次の条件を全て満たす非営利の団体に限る）
 1. 定款、寄付行為に準ずる規約を有している。
 2. 団体の意思を決定し、要望に係る活動を執行する組織が確立していること。
 3. 自ら経理し、監査することができる会計組織を有すること。
 4. 活動の本拠としての事務所を有すること。
 5. 活動の実績等からみて、要望に係る活動を確実に実施することができると認められること。



■対象となる団体

日本国内（八案件）

開発途上地域（イ・ロ案件）

※開発途上地域の定義はDACによる援助受取国・地域リストに明記されている地域とします。
※イ・ロ・八案件は下部「活動区分」を参照してください。

■対象となる活動分野

環境保全に関する幅広い分野を対象

- | | |
|-------------------|----------------|
| a. 自然保護・保全・復元 | b. 森林保全・緑化 |
| c. 砂漠化防止 | d. 環境保全型農業等 |
| e. 脱炭素社会形成・気候変動対策 | |
| f. 循環型社会形成 | g. 大気・水・土壌環境保全 |
| h. 総合環境教育 | i. 総合環境保全活動 |
| j. 復興支援等 | k. その他の環境保全活動 |
- ※活動分野は審査の過程で変更する場合があります。

助成メニュー

	目的	助成期間	助成対象活動
はじめる助成	地域活動の種を育て、地域に根付いた活動を中心に、地域からのボトムアップでの充実を目指す支援	1年間 (1団体1回限り)	・環境保全に資する活動 ・地域に根ざした活動
つづける助成	地域に根ざすことなどを目標として始めた活動が、継続し、持続的な活動へと定着することを支援	最大3年間 (1団体1回限り)	・環境保全に資する活動 ・同種の環境保全活動を持続的に続けることを目指す活動 ・様々な主体と連携し、その後の発展を目指す活動
ひろげる助成	課題解決能力等に磨きをかけ、より効果的な活動の展開を実現し団体組織のステップアップを目指すための支援	最大3年間 (ひろげる助成を連続して6年間助成を受けた団体は、その後2年間は本基金の助成金に要望することができません。)	・環境保全に資する活動 ・団体にとって、新しい課題、分野、手法に取り組もうとする活動
フロントランナー助成	日本の環境NGO・NPOが中心となり、市民社会に新たなモデルや制度を生み出すための支援	原則3年間 (要望時に5年間の活動計画を提出の上、進捗状況及び第三者評価の結果によっては、最大5年間までの助成が可能です。フロントランナー助成を受けた団体は、その後2年間は本基金の助成金に要望することができません。)	新たな価値や制度を創造しようとする環境保全活動
プラットフォーム助成	日本の環境NGO・NPOが他のNGO・NPO等と横断的に協働・連携し特定の環境課題解決のために大きな役割を果たすことを目指す支援	最大3年間 (国際会議等ターゲットとする年が明確な場合、その年まで延長を認めることがあります。その後は同一課題については当分の間採択しません。)	様々な団体が連携・協働することで、環境課題解決のため連携基盤を確立し、取り組む環境保全活動
特別助成	地域循環共生圏構築の中心となり、自治体や企業、様々な関係者と連携・協働して、環境・社会・経済の統合的課題解決を目指す活動の準備・基盤づくりを支援	最大2年間	地域循環共生圏構築の中心となり、自治体や企業、様々な関係者と連携・協働して、環境・社会・経済の統合的課題解決を目指す活動について、その準備・基盤づくりを行う活動
LOVE BLUE 助成 (企業協働プロジェクト)	(一社)日本釣用品工業会からの寄附を原資とした水辺の環境保全を目的とした企業協働プロジェクト	最大3年間	清掃活動など、水辺の環境保全活動

※上記以外に、団体の設立年数、活動実績等の要件があります。詳しくは募集案内（以下のウェブサイト掲載）にてご確認ください。

問合せ先

独立行政法人環境再生保全機構 地球環境基金部 TEL : 044-520-9505
URL : <https://www.erca.go.jp/jfge/>
活用事例URL : <https://www.erca.go.jp/jfge/jigyo/subsidy.html>

4 耐震・環境不動産形成促進事業

民間投資の呼び水となるリスクマネーを供給することにより、耐震・環境性能を有する不動産の開発・建替え・改修に係る資金調達を支援する。

事業概要

老朽・低未利用不動産について、国が民間投資の呼び水となるリスクマネーを供給することにより、民間の資金やノウハウを活用して、耐震・環境性能を有する良質な不動産の形成（改修・建替え・開発事業）を促進し、地域の再生・活性化に資するまちづくり及び地球温暖化対策を推進します。

■事業要件

次に掲げるいずれかの事業

- ①耐震改修事業
- ②次のいずれかの環境性能を満たすことが見込まれる改修、建替え又は開発事業
イ建物全体におけるエネルギー消費量が、事業の前と比較して概ね15%以上削減
□CASBEE Aランク以上であること等
※原則として事業後延床面積が2,000㎡以上

■対象事業者

特定目的会社(TMK)、株式会社又は合同会社であって、専ら対象事業の施行を目的とするもの等

事業内容

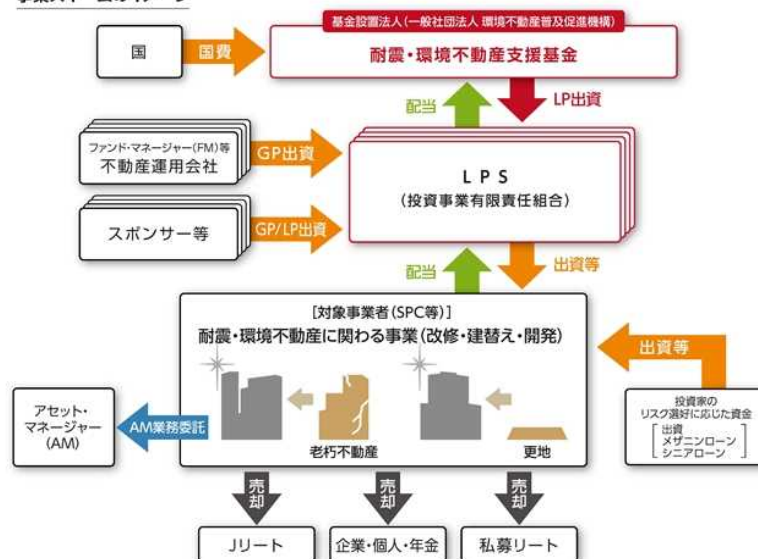
以下の①又は②のいずれかに該当する事業。ただし、事業終了後の建築物が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供される場合を除き、原則として延床面積が2,000㎡以上となる場合に限る。

① 現行の耐震基準に適合しない既存建築物について、改修の結果、現行の耐震基準に適合することが見込まれる改修事業

② 事業終了後に建築物が次のいずれかの環境性能基準を満たすことが見込まれる改修、建替え又は開発事業

- イ 建物全体におけるエネルギー消費量が、事業の前と比較して概ね15%以上（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅等のヘルスケア施設（以下「ヘルスケア施設」という。）の場合にあつては10%以上）削減される効果があること（改修事業を行う場合に限る。）
- 建築環境総合性能評価システムによる評価がAランク以上（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、名古屋市、京都市及び神戸市以外の地域（以下「特定地域」という。）における現行の耐震基準に適合しない既存建築物の建替えの場合にあつてはB+ランク以上。）であること
- ハ 建築環境総合性能評価システムのライフサイクルCO2の評価結果の緑星表示が3つ以上であること
- ニ 建築物省エネルギー性能表示制度による評価結果の星表示が3つ以上であること
- ホ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に規定する低炭素建築物であること
- ヘ 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）のうち「I.建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準」を満たすこと（ヘルスケア施設の場合又は現行の耐震基準に適合しない既存建築物の建替えであつて、当該既存建築物が、特定地域に存する場合若しくは建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条に規定する要安全確認計画記載建築物若しくは同法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物である場合に限る。）
- ト 地方公共団体及び企業等が実施する環境評価等であつて、一定の環境性能を有するものとして、基金設置法人が国土交通大臣及び環境大臣と協議の上、認めるもの

事業スキームのイメージ



※要件等の最新情報については以下ウェブサイトをご確認ください。

問合せ先

一般社団法人環境不動産普及促進機構 企画部 TEL : 03-6268-8016
URL : <https://www.kankyofudosan.jp/>

グリーンインフラ支援制度集 令和5年度版

発行年月：令和5年4月

発行団体：国土交通省 総合政策局 環境政策課

農林水産省 大臣官房環境バイオマス政策課 地球環境対策室

環境省 自然環境局 自然環境計画課